令和8年度 江戸川区立下鎌田小学校人権教育全体計画

人権に関する法令
・日本国憲法
・教育基本法
・学習指導要領
・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
・人権教育・啓発に関する基本計画
・東京都人権施策推進指針
・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
・人権教育の指導方法等の在り方について

学校の教育目標
〇思いやりのある子
〇よく考える子
〇明るく健康な子

目標策定の方針
〇確かな学力の定着
〇豊かな感性の育成
〇表現力の育成
〇思いやりの心の育成
〇健康な体づくり
〇社会性の育成

人権教育の目標
〇他者を思いやる心を育てる
〇一人一人の人権を大切にする
〇規範意識をもって生活し貢献する

人権教育に関する指導の実態把握
〇いじめ防止のための実践プログラム
〇いじめに関するアンケート

目指す幼児・児童・生徒像
〇相手のことを考え，望ましい人間関係を築こうとする児童

人権教育を通じて育てたい資質・能力
〇人権尊重の精神を基に、自ら学ぶ意欲と思考力、判断力、表現力、実践力を培い、心身ともに健康で豊かな人間性の育成を目指す。

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組
〇人権教育の全体計画や年間計画を作成してきた。
〇いじめ防止のための実践プログラムの年間計画を立て、全児童にいじめに関するアンケートを実施し、計画的にいじめが人間として絶対に許されないことであるとの指導を徹底している。

学年・学級経営
〇各学年の発達段階に合わせて、認め合い，励まし合う集団作りを行う。
〇家庭・地域社会との連携を図り、人権意識を大人も子供ももつことができるようにする。
〇一人一人の個性を生かした指導を心がけ、一人一人が自信をもって活躍できる場を設けるようにする。
〇言語環境の適正化を図り、日常の会話や掲示物にも、適切な配慮を心がけるようにする。

日常的な指導
〇人との関わりの中で，協力して課題を解決したり，自他を尊重したりする心を育むような活動を計画的に実施する。

教科等の指導
〇基礎基本の定着、学力の向上を図るため、各学年各教科の目標をめざし、計画的な指導を行う。

人権教育の年間指導計画のための方針
〇学年ごとに人権教育のねらいを明確にする。
〇学校，家庭，地域社会における生活経験などの身近な問題を取り上げる。
〇体験的な活動を重視し，学習活動に多く取り入れる。
〇各教科の関連を図り，指導内容や方法を工夫する。

教職員の研修
〇教育委員会等による研修に参加する。
〇校内研修で人権教育について共通理解を図る。

校種間の連携
〇小中連携研修会を行い、実態を共通理解すると共に、課題を見つけ、計画的な指導が継続するように連携を図る。

家庭・地域との連携
〇道徳地区公開講座への参加の呼びかけ
〇各種体験的な活動への支援協力の要請
〇外部評価の実施